



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40
三井生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

償却資産税の減税対象資産の購入はありませんか？

個人事業者が事業のために用いる、機械・工具・器具などを「償却資産」といい、この償却資産には、土地や建物と同様に固定資産税が課税されます（いわゆる償却資産税）。しかしながら、対象の機械等を条件を満たしたうえで購入した場合には、この固定資産税が減税となる特例があります。減税を受けるには原則として、事前に申請し認定を受ける必要があるなど、少々複雑です。購入予定のある方は、よく確認したうえで検討してください。

<固定資産税の税制措置の概要>

対象となる資産の固定資産税が最大3年にわたりゼロ～2分の1に軽減される

<要件>

- ①一定期間（下記参照）内に販売されたモデル（中古資産は対象外）
- ②経営力の向上が旧モデルと比較して年1%以上向上している設備

<対象設備>

設備の種類	用途又は細目	最低価額	販売開始期間
機械装置	全 て	160万円以上	10年以内
工 具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器 具 備 品	全 て	30万円以上	10年以内
建物付属設備※1	全 て	60万円以上	14年以内

※1 償却資産として課税されるものが対象

<適用手続きの流れ（概略）>

対象固定資産の購入を予定する事業者が、生産先のメーカー等へ証明書の発行を依頼



（経営革新等支援機関に事前確認書の発行を依頼）※2



大臣や自治体に証明書等を添付して計画書を提出し、認定を受ける



対象固定資産の購入・取得

上記は説明を簡略化するために、「中小企業等経営強化法」と「生産性向上特別措置法」という別の法に基づくよく似た減税制度を、内容がほぼ共通する点をまとめて記載しています。

ただし、※2の事前確認書は「生産性向上特別措置法」に基づく減税の場合にしか必要がないなど、異なる点があります。また、下記のとおり適用期間も異なります。詳細については、中小企業庁のホームページ等をご確認ください。

<適用期間>

中小企業等経営強化法 平成31年3月31日までに取得
生産性向上特別措置法 平成33年3月31日までに取得

消費税の届出書の提出はお済みですか？

消費税の申告には各種の届出書が必要です（平成31年分消費税課税事業者のために）

消費税の免税事業者の方であっても、課税事業者の届出をすることにより、消費税が還付される場合があります。来年以降、事業用償却資産等の資産(建物等)の取得を予定されている事業者の方は必ず事務局までご相談ください。届出がない場合には、消費税の還付が受けられなくなります。（課税事業者になるための届出提出期限は平成30年12月31日です。）（注2）

なお、平成29年分課税売上高が1,000万円を超える事業者の方は方、または平成30年1月1日から6月30日まで（特定期間）の課税売上高と支払給与総額のいずれもが1,000万円を超えている方は、平成31年分は消費税の課税事業者となります。

※この表は個人事業者のみに適用します。

届出が必要な場合	届出書名	提出期限等
基準期間における課税売上高（平成29年分）が1,000万円超となったとき、または特定期間における課税売上高及び支払給与総額のいずれもが1,000万円超となったとき	消費税課税事業者届出書	事由が生じた場合、速やかに提出する
簡易課税制度を選択しようとするとき（注1）	消費税簡易課税制度選択届出書	平成30年12月31日 （適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで）
免税事業者が課税事業者になることを選択しようとするとき（来年以降、償却資産等の資産の取得を予定されている事業者は要検討）（注2）	消費税課税事業者選択届出書	平成30年12月31日 （選択しようとする課税期間の初日の前日まで）

（注1）平成29年分の課税売上高が5,000万円以下の事業者に限ります。※一定の条件に該当する場合は、3年間は簡易課税制度を選択できません。

（注2）いったん課税事業者選択届出書を提出すると、事業を廃止するときを除き、2年間は免税事業者に戻ることはできません。

※一定の条件に該当する場合は、2年間ではなく3年間は免税事業者に戻ることはできません。

10月・11月の税務相談日

10月1日(月)・15日(月)
11月5日(月)・19日(月)

今年もあと3ヶ月。税の疑問点は早めに解決しましょう。相談日には、税理士会より派遣された顧問税理士が、税についての相談を受付けます。お気軽にご相談ください。

◆時間/10時～12時

（上記時間内であればいつでも指導を受けます。指導時間は30分程度です。）

◆場所/毎日西部会館9階事務局

◆携行書類/参考資料等・帳簿書類等・印鑑

今年度（平成30年）にブルーリターンAを購入された方は随時記帳指導を行っています。（要電話予約）

小規模企業共済「増額」「前納」をお勧めします！



当会で取り扱っております「小規模企業共済」（事業主及び共同経営者の退職金制度）は、月額1,000円～70,000円までの範囲内で500円単位の増額が可能です。例えば500円（年間6,000円）であっても、毎年時期を決めて計画的に増額することをお勧めします。

さらに、掛金を1年前払いすることで、その全額を支払った年の所得税と住民税の所得控除にできます。

平成30年分の所得が多くて、税額が多額になりそうな方はぜひご検討下さい！

●現在、月払いにて加入中の方が、前納される場合

→ **11月9日(金)までに申し込み**

●現在、未加入の方が加入と同時に前納される場合

→ **12月21日(金)までに申し込み**

■事務局からのお知らせ

10/18・19はブロック大会（長崎）出席の為、事務所を閉めさせていただきます。

10/2・9・25・26.....徳永不在
10/2・5・10・11・22・24・26・31.....中村不在